

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に避難し、同年5月に帰還した申立人ら（父母及び子）について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に6万円、申立人母子に併せて6万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に2万円が、避難中に6回にわたって一時立入りをした申立人父の一時立入費用が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1，同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 【損害項目】

- |   |                                |       |
|---|--------------------------------|-------|
| ア | 申立人X1の精神的損害（増額分）               | 金6万円  |
|   | （期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年5月13日） |       |
| イ | 申立人X2及び同X3の精神的損害（増額分）          | 金8万円  |
|   | （期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年5月14日） |       |
| ウ | 申立人X1の一時立入費用（移動交通費）            | 金27万円 |
|   | （期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年5月13日） |       |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金41万円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対

して別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月18日

（仲介委員 丸山 裕司）